

部会細則

部会細則雛型

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が定める部会規程第8条に基づき、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この部会の名称を・・・部会（以下「部会」という。）とする。

(部会の目的)

第3条 この部会は・・・(のために)・・・を行う。

(部会の活動)

第4条 この部会の活動は、次の各号に掲げるものとする。

(1)

(2)

(3)

・

・

・

(入退会)

第5条 正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人は、部会長への申出により、部会員となることができる。

2 退会しようとする者は、部会長に申し出るものとする。

(幹事)

第6条 部会は、部会員の互選により、幹事数名を選出し、幹事会を組織する。

2 幹事を選出は、次の各号により行うこととする。

(1) 部会員は、幹事に立候補又は候補を推薦することができる。

(2) 幹事会は、次期幹事候補を数名推薦することとする。

(3) 幹事を選出は、全体会議によることとする。

3 幹事は、互選により部会長1名を選出する。

4 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(幹事の任務)

第7条 幹事の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 理事会との連絡調整

(2) 年次活動報告等の理事会への提出

(3) 部会員名簿及び部会メーリングリストの管理

(4) その他、部会運営のために幹事会が必要と認めた事項

(研修)

第8条 部会の主催する研修等の活動に、会員以外の者を参加させることができる。

(会計)

第9条 部会の運営に要する経費については、理事会の定めた予算の範囲で処理することとする。

2 研修会等、部会独自の活動に必要な経費については、本会予算のほかに参加費等を徴収することができる。

(議事)

第10条 全体会議は、部会規程第6条により行うこととする。

2 部会規程第6条第2項に規定する全体会議は、部会長又は部会長があらかじめ指名した部会員が主宰することとする。

3 議事録は、部会規程第7条によることとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、部会内規は廃止する。